



一般社団法人オンネリ 面会交流（親子交流）支援事業のご案内

面会交流（親子交流）とは、別居中もしくは離婚後に、子どもと暮らしていない親（別居親）が、同居している親（同居親）の理解・協力を得て、子どもと会ったり、手紙や電話で交流することです。オンネリでは、親のみでは、相互に連絡を取り合ったり、会ったりできないケースについて、別居親と子どもとの交流を支援します。

<サービス内容と料金>

一般社団法人オンネリでは、下記4つの交流支援プランを設けております。

なお、現在新規の方の受付を行っているのは、③受け渡し型、④付き添い型のみです。当事者のいずれかが多摩地域にお住まいの方限定の受付となっております。

●契約に際して発生する料金

- 1 事前相談サービス（正式申し込み前のご相談ご希望の方向け）おひとり 30分 3,000円
- 2 受理面談料 おひとり 5,000円（1回30分）※代理人弁護士同席の場合は免除
- 3 初回登録料 おひとり 5,000円
- 4 更新料 おひとり 5,000円（更新ごとに発生します）
※更新要件となる講座の受講料は別途かかります。
- 5 面談料 おひとり 5,000円（1回30分）

※同居親・別居親それぞれに発生。面談・相談はZOOM利用オンラインを基本とします。

●サービスごとの料金

サービスの種類	サービス内容	利用料金（税込）
①連絡見守り型 ※他プランからの 移行のみ	同居親・別居親間の面会交流（親子交流）の連絡調整（交流の具体的日時や場所を決めるやり取り）を、スタッフがトークに参加する形で見守ります。	1ヶ月 500円 ※ご利用は1か月単位で、日割りによる精算はいたしません。
②連絡調整型 ※他プランからの 移行のみ	オンネリのスタッフが間に入って面会交流（親子交流）の連絡調整を行います。交流当日オンネリのスタッフは同行しません。	1回あたり 5,000円
③受け渡し型 ※最長4時間まで	オンネリのスタッフが、面会交流（親子交流）の連絡調整（②）に加え、当日のお子様の受け渡し（同居親から引き取り別居親にお渡し、終了時は逆）を行います。交流中は別居親とお子さまのみでお過ごしいただき、スタッフは付き添いません。	1回あたり基本料金 1時間まで 10,000円 2時間 12,000円 3時間 14,000円 4時間 16,000円 ※スタッフ1名の場合。 スタッフを2名準備する場合には5割を加算
④付き添い型 ※最長2時間まで	オンネリのスタッフが、面会交流（親子交流）の連絡調整（②）に加え、当日のお子さまの受け渡し、交流中のお子さまへの付き添い・見守りを行います。	1回あたり目安 1時間まで 17,000円 2時間 20,000円 ※スタッフ1名の場合。 スタッフを2名配置する場合には5割を加算

●サービスに関するご注意事項

- (1) 連絡調整方法は、原則として、**LINE (LINEWORKS)** を利用します。連絡見守り型は、オンネリが作成したトークルームに当事者双方に参加していただきます。連絡調整型は、オンネリのスタッフと別居親、オンネリのスタッフと同居親、という2つのトークを作成しますので、当事者が直接トークでやり取りすることはありません。
- (2) すべてのプランにおいて、LINEでの連絡調整は、**おひとりにつき3往復程度まで（オンネリ側所要時間として30分程度）**でお願いしております。これを超えるやり取りが発生する場合は追加料金（30分あたり5,000円）をご請求する場合があります。
- (3) LINEでの連絡調整は、**交流実施日時を決定するため**に行います。相手当事者への伝言含め、交流実施日時の決定と無関係のやり取りには応じられません。オンネリは、開始時・更新時の当事者合意に従って連絡調整をいたします。交流内容に対するご意見や、開始時・更新時の合意を超える調整等のご希望がある場合には、当団体のカウンセリングサービスもしくは面会交流（親子交流）ADR等のご利用をご検討ください。
- (4) オンネリの連絡調整により交流実施日を決定しますが、遅くとも**前月末日までに翌月の交流実施日が決定**できるよう、当事者双方のご協力をお願いいたします。オンネリからの一方もしくは双方当事者がご連絡にご回答をいただけない等、LINEでの連絡調整に協力していただけないものとオンネリが判断した場合には、契約期間の途中で支援を打ち切る場合があります。
- (5) オンネリの事務営業日は**平日9時～17時まで**が基本となっております。オンネリあてご連絡はウェブサイトからのお問い合わせフォームもしくはメールにてお願いいたします。
- (6) ③受け渡し型・④付き添い型については、交流場所は立川近郊が基本となります。また、利用料金はあくまで目安であり、スタッフ複数体制の場合のほか、**お子様の年齢・人数、お子様に特別な事情があるかといった事情、受け渡し場所・交流場所が遠方である等**の事情に応じて、**料金が加算**となる場合があります。なお、付き添い型で立川近郊以外での実施の場合、スタッフの現地までの移動時間も交流時間に含めます。
- (7) スタッフを複数配置するかどうかは、オンネリがケースに応じて判断いたしますので、1名で実施してほしい、複数名で実施してほしい等、当事者の皆様からのご要望には添えない可能性があります。
- (8) 受け渡し場所・交流場所は、双方のご希望を伺ったうえで、**オンネリが指定します**。
- (9) 連絡調整型の利用料金は連絡調整完了後1週間以内に、受け渡し型及び付き添い型の利用料金は交流実施日前の最終営業日までに**お振込み**でお支払いをお願いいたします（事前振込みのみで、当日の現金払いはお受けしていません）。
- (10) 交流の連絡調整開始後、交流が実現しなかった場合にも、原則として、以下の規定に従い、**キャンセル料**をご請求いたします。

連絡調整業務が開始された以降～交流実施日の2営業日前の17時まで	3000円
交流実施日の2営業日前の17時以降～交流実施日の前日	料金の50%
交流実施日当日キャンセル、無断キャンセル	料金の100%

- (11) 受け渡し場所・交流場所までのスタッフの交通費、交流に使用する施設の利用料等の**実費**は別途実費をお支払いいただきます（**別居親のご負担**となります）。支払方法につきましては、担当者の指示に従ってください。
- (12) 支援期間は**原則1年間**です。オンネリとのオンライン面談+オンネリの指定講座の受講（有料）を要件に1年ごとの更新が可能ですが、必ず更新ができるわけではありません。それまでの支援の状況、指定講座の受講状況、お子様の年齢なども考慮し、オンネリが更新の有無を決定します。また、更新にあたって交流条件等を変更したいご希望がある場合は、原則としてオンネリの面会交流（親子交流）ADRの利用をお願いいたします。

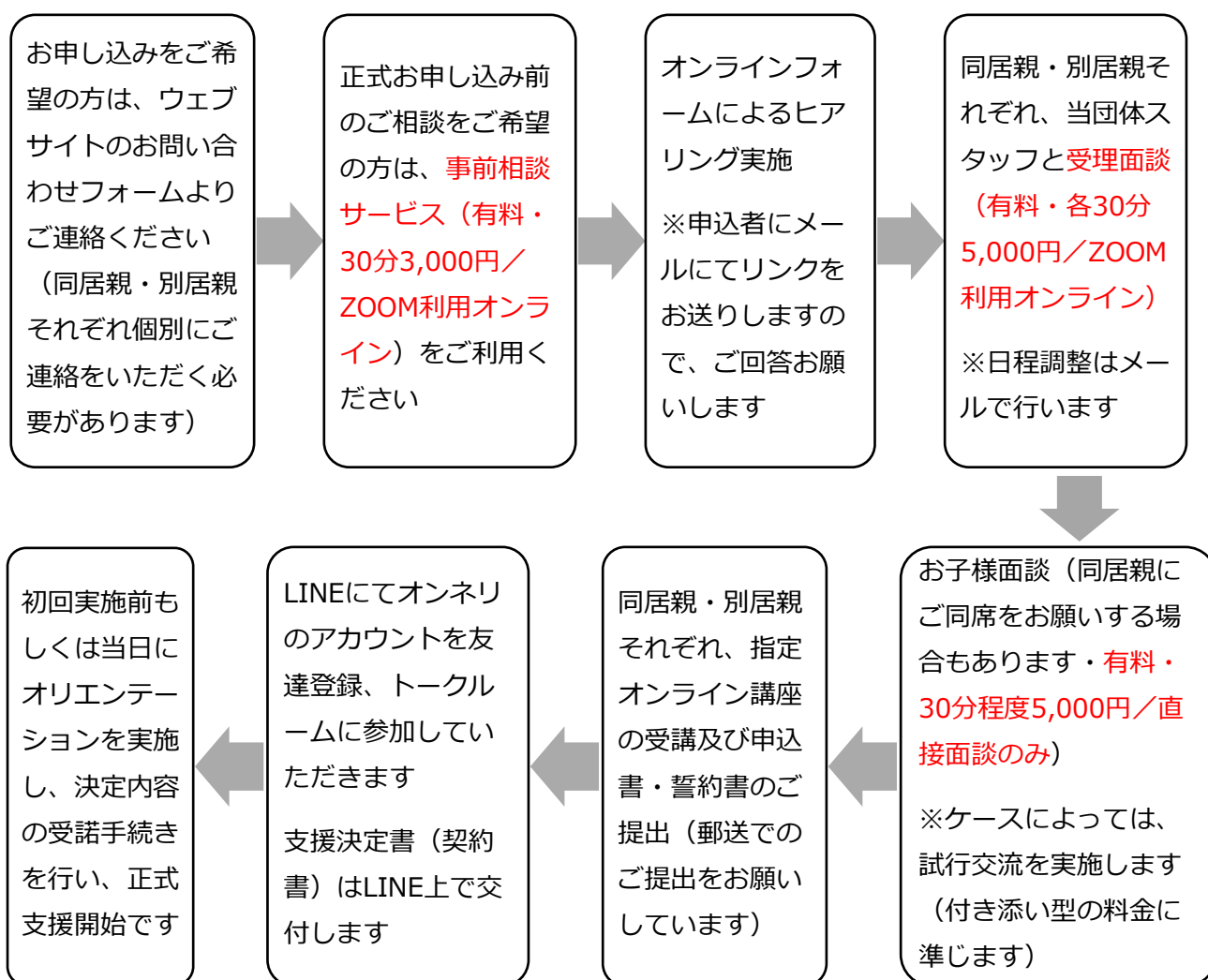
<サービスご利用開始の条件>

- ★同居親・別居親、**双方からのサービス利用申し込み**が必要です。
- ★②連絡調整型・③受け渡し型・④付き添い型については、開始前に、双方の下記合意が必要となります（合意内容が契約内容となります）。
 - ① オンネリを利用すること、② 利用サービスの種類、③ 交流頻度・交流時間、④ 交流場所（受け渡し場所）の範囲、⑤ 利用料金の負担割合、⑥ 制限事項・特記事項の有無
- ※**暫定的な合意でも構いませんが**（調停成立、合意書の存在が要件ではありません）、サービス利用期間中、**オンネリの連絡調整を利用して、相手当事者と条件変更の交渉を行うことはできません**。条件交渉等のご希望がある場合には、当事者間で直接交渉いただくか、オンネリのADRもしくは裁判所の調停等のご利用をご検討ください。
- ※基本は1年間同一条件となりますが、当事者間での新たな合意が別途成立した場合は、途中で契約内容を変更することも可能です（ただし、更新料は発生します）。
- ★各サービスご利用にあたっては、後記のとおり、同居親・別居親ともに、事前に、オンネリ指定のオンライン講座の受講、スタッフとの受理面談（有料・オンライン）、開始決定後のオリエンテーションを受けていただく必要があります。受け渡し型・付き添い型についてはお子様の面談（指定場所に来所いただき直接面談）も必須となっております。
- ★同居親・別居親ともに、以下の、オンネリ指定の交流ルールを守ることを誓約していただく必要があります（誓約書に署名押印いただきご提出いただきます）。

- 1 当事者双方が、面会交流（親子交流）は子どものためのものであり、交流を実施するにあたっては、子どもの気持ち、日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重するなど、**子どもの利益を最優先に考慮しなければならない**ことを理解すること
- 2 当事者双方ともに、交流時に、当事者同士の紛争内容を持ち込まず、子どもにプレッシャーを与えないこと
- 3 別居親は、交流の機会を利用して、子の連れ去りを行わないこと
- 4 別居親は、裁判等の資料に用いる目的で、交流の様子を録音録画しないこと※
- 5 別居親は、飲酒や薬物使用の状態では交流に臨まず、交流中は喫煙しないこと
- 6 別居親は、調整された交流日時以外に、同居親の同意なく子どもに直接連絡をしたり、学校や自宅等に立ち現われ、直接の接触をしようとししないこと
- 7 別居親は、あらかじめの同意なく、子どもに対して金銭やプレゼントを渡さないこと
- 8 当事者双方ともに、スタッフに対する、暴言暴力等不適切な行為を行わず、交流に当たってはスタッフの指示に従うこと※**LINEでの暴言も不適切行為にあたります**
- 9 オンネリによる連絡調整は原則LINEにて行うが、双方当事者ともに、LINEでの連絡調整に協力すること。オンネリの設定したトーク画面から一方的に退出したり、オンネリのメッセージを長期間既読にしない・既読はしても返信しない、といった態度が続いた場合には、オンネリによる援助は終了することを了解すること。
- 10 当事者双方ともに、いずれかがルールを破った場合には、オンネリによる援助が終了することを了解すること

※交流に伴う常識的な範囲といえる、お子様との記念撮影や、高額でない買物（おやつなど）については、オンネリとして禁止するものではありません。ただし、付き添い型支援の場合には、撮影が頻繁・長時間に及ぶなどお子様との交流自体に支障があると判断した場合、お子様の安全上支障があると判断した場合など、スタッフから中止するよう指示がある場合がありますので、その場合は、その指示に従ってください。なお、当事者が撮影や買物について別の合意をした場合には、オンネリはその合意に従いますので、あらかじめ希望をお知らせください。

<ご利用開始までの流れ>



<面会交流 (親子交流) ADR のご案内>

面会交流 (親子交流) の内容・条件等について当事者間で合意ができていない場合、弁護士等調停人立会いの下で、当事者お二人で話し合いを行っていただく手続きです。

原則 1回1時間 15,000円 (最大3回まで) / オンライン (ZOOM 利用) 実施

※1回 (お二人合わせて) の料金となります。負担割合については開始前に合意いただくをお願いします。

オンネリの設定する ZOOM にて、調停人が間に入り、話し合いを実施します。調停人が交代でお話を伺い、最後にお互いの考えをシェアして、平和的な合意を目指します。

当事者双方が、「子どもの気持ちの尊重を前提とすること」、「話し合いによる円満な解決を目指すこと」を前提にいただく必要があります。交流支援サービスご利用開始前の方、ご利用中の方、いずれもご利用が可能ですので、ご希望の方はお問い合わせください。

<問い合わせ先>

一般社団法人オンネリ

〒190-0012 東京都立川市曙町 1-25-12 オリピック曙町ビル7階あけぼの綜合法律事務所内

TEL 042-512-9737 FAX 042-512-9738 <https://www.onnelli.net/>

代表理事 (共同代表) 弁護士 鳥生 尚美 / 弁護士 竹内明美